

今帰仁村の人口

昭和51年11月30日現在	
男	5,332
女	5,384
計	10,716
世帯数	2,708

広 報

な き じ ん



第 20 号

編集発行 今帰仁村役場
 広報編集委員会
 TEL 098056-2101
 印刷 沖縄高速印刷
 南風原村字兼城577
 TEL (0988)32-5513

謹 賀 新 年



昭和52年の年頭にあたり、議会を代表しまして、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

村民のみなさん、明けましておめでとうございます。ここに希望にあふれた新春を迎えるにあたり、みなさまがたのご清福とご繁栄をお祈り申し上げます。

1年の計は元旦にありと申されていますが、村民のみなさんには、大きな希望に胸をはすませ、1年の計画をお立てのことと存じます。

わたくしたち議会も、昭和52年こそは本村のよりいっそうの躍進をめざし、村民が豊かで、明るい生活ができますように、意を新たにして努力いたす所存でございます。

ご承知のようにここ数年来、社会情勢は激動と経済不況が続き、村民の日常生活も大変きびしいものがあつたと存じます。

わたくしたち議会も、あらゆる困難を克服し、常に村民の福祉向上のために努力を傾注してまいりました。村民各位の村政に対する深いご理解と、たゆまざる努力によって、村勢は年々発展いたしておりますことは、まことにご同慶に堪えません。

わたくしたちは、議決機関としての機能をますます高め、新しい時代を展望しつつ村政がより充実発展するよう努力いたしたい所存でありますので、議会に対し、なおいっそうの御指導を賜りますようお願いを申し上げます。



議長 高陽 宗哲

村民のみなさま、明けましておめでとうございます。

輝かしい新春を迎え、みなさまのご健康とご繁栄を心からお祝い申し上げます。

また平素からの村政に対するご理解とご支援に対し、深く感謝いたします。

昨年は政治、経済とも私たち村民にとってもきびしい年でありました。このような厳しい状況の中でも財政の効率的運用により特に永年の懸案であった水道事業の発足、古宇利島への海底送水、各学校の体育館の完備、兼次・天底小学校幼稚園の建設、火葬場の建設、農業基盤整備等を積極的に推進して、産業、教育、文化、福祉の向上など村政全般に着実な伸展を示してまいりました。

今年はこれまでの実績をふまえ、平和で明るい豊かな調和のとれただれもが住みよい郷土づくりをめざして、総合開発基本構想に基づく各基本計画の実施を図り、新時代にふさわしい村政を力強く展開していく所存であります。

新しい年を迎えるにあたり村民のみなさまの絶大なる御協力をお願い申し上げるとともに、村民各位のご隆盛を祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。



議長 松田 幸福

許可が必要です

墓をつくるとき



自分の土地でも!

自分の土地だから自由に墓地等に使用してもよいのではと思つていらしゃる方が多いと思つています。けれども、これは農地法と墓地葬等に關する法律により、農地を墓地にした場合は、農業委員会と住民課・保健衛生係(原)の協議が必要で、最近の調査でわかつた件数だけ、

野等を墓地にしたい場合は、住民課へ、それぞれ申請書を提出し、県知事の許可を受けなければならぬことになっております。農業委員会においては、この一年間に十件、農地転用が許可されております。

墓をつくる際には、基本的に次の基準に適合しなければならぬことになっております。

- (一) 墓の周囲は、(ヘイマ)たは樹木で境界を設けなければならない
- (二) 通路は、水たまりのないような構造とする
- (三) 排水路は、雨水等がたまるまいようにすること
- (四) 通路は、コンクリート、石段、その他で築造し、有効幅員は

- (一) 一メートル以上とする
- (二) 国道、県道、その他主要道路及び河川から三十メートル以上離れること
- (三) 公園、学校、病院その他公共施設から百メートル以上離れていること
- (四) 高橋、かつ飲料水を汚染するおそれのない場所であること

対象者が幅広くなる

予防接種法が改正

予防疫種法および結核予防疫法の一部を改正する法律が前国会で成立し、それに基づき省令が九月十四日に公布され、予防疫種の対象者が表のとおり変わりました。これは禁忌等により接種期間中において、接種ができなかった対象者に対し、

記念品を廃止

冠婚葬祭規定をさだめる

生活改善運動が婦人会など各種団体でさげばれている折、さる十一月二十七日(今治(仲尾次政助・区長)の字総会において冠婚葬祭規定がさだめられ、十一月一日から実施されております。この規定は、冠婚葬祭がしたいに盛大に行つづつある中で、お互いで自費を生活の改善に努めましよう

は、字玉城について一番目の実施となつたものです。内容は次のとおり、

- ① 冠婚葬祭規定
- ② 結婚祝、末寿祝、白寿祝、その他の祝事
- ③ 祝儀は千円とする
- ④ 祝儀は千円とする
- ⑤ ウェギヤをする範囲は近い親戚とする(従兄弟姉妹)
- ⑥ 従兄弟姉妹は、記念品廃止、祝儀は千円以内と明記する
- ⑦ 今治公民館ホールは記念品を持たざる者は貸さないこととする

税金はだれが出しますか?

小学三年生(今治)が役場など見学

役場、消防、中央公民館を、十二月十五日、今治(小)小学校三年生(五十三人)と天麻小学校三年生(五十七人)十六日は湧川小学校三年生(二十六人)が見学しました。この見学は、道をおし、



われまつか④一年間に、なさんが今治市にひこしてきますか?など活発に質問がなされました。写真は議会風景を見学する今治市小学の三年生たち

① 生年祝は従来より合同祝とする

歯科診療も開始

第一・四日曜日に診療所

昨年十一月に開設しました村立診療所、今年十一月十四日から診療も初めることになりました。治療して下さる先生は、那覇で「むらた歯科医院」を開業していらっしゃる村田精太郎歯科医師です。

成人式に参加を!

人(昨年)は二百二十七人、責任ある村民として明日の原動力となる若人を激励しようというものです。米真の方々のより多数の御参加をまかして、

内間助役選に同意

上間収入役選に同意

昭和五十一年度一般会計並びに特別会計修正予算に伴う議案の一部改正。昭和三十五年一般会計並びに特別会計決算認定、助役、収入役の選任同意(十六)の重要議案を提案して十二月八日開会した第四回定例会は、十五日会一致で原案どおり可決されました。これで約三ヶ月間も空席された二役の選任が、同意されたわけ、従来より内閣・助役、上間源藏、収入役をくわえ、村政は進められていきます。

訂正 広報19号4面、中央公民館コーナー3段18行

「午後九時」を「午前十時」に訂正し、「月」を「日」に訂正し、「1月28日」を「1月27日」に訂正し、「毎週水曜日」を「毎週水曜日」に訂正し、

定期予防疫種の時期

予防疫種の種類	接種対象者(旧)		接種対象者(新)	
	1期	2期	1期	2期
痘	生後6ヵ月~24ヵ月	生後6ヵ月~24ヵ月	生後36ヵ月~72ヵ月まで	(当分の間見合せ処置)
ジフテリア	生後4ヵ月~入学前6ヵ月	生後4ヵ月~入学前6ヵ月	生後3~72ヵ月まで	3ヵ月~12ヵ月まで
百日咳	生後3ヵ月~48ヵ月	生後3ヵ月~48ヵ月	生後3~48ヵ月まで	3ヵ月~12ヵ月まで
ポリオ	生後3ヵ月~18ヵ月の間	生後3ヵ月~18ヵ月の間	生後3~48ヵ月の間	
D、P、T	1期 生後3~48ヵ月の間	2期 生後3~48ヵ月の間	1期 生後24~48ヵ月まで	2期 生後12~18ヵ月まで